

東側地区における原状回復に向けた方策の基本的方向について

岩手県では、原状回復に向けた具体的方策を検討していくための基礎的な資料を得ることを目的に、現在、調査・検討業務を実施中であり、年度末までに原状回復に向けた基本的方向を取りまとめる予定である。

しかし、これまでの取り組みや第2回合同検討委員会の提言などを踏まえた本県の考え方は、基本的に次のとおりである

- 1 特別管理産業廃棄物については、平成15年度から概ね3年程度で除去を完了させる。
- 2 1を除く有害廃棄物等については、出来るだけ早期に除去を行う。
- 3 除去すべき有害廃棄物の範囲については、合同検討委員会の提言等を踏まえて定める。
- 4 有害廃棄物等の撤去に当たっては、仮設矢板等を設置するなど、必要な汚染拡散防止対策を行う。